

農業委員推薦（欠員補充）  
（募集要項）

令和8年5月

八重瀬町農業委員会

## 1.募集期間

令和8年6月1日（月曜日）～令和8年6月30日（火曜日）

## 2.主な業務内容

- 農業委員 ①農業委員会総会への出席。  
②農地利用の最適化の推進に関する指針の作成。  
③農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定。  
④その他、農業委員会が必要とする活動等

## 3.募集人数

農業委員	1名
------	----

## 4.任期

農業委員	令和8年8月1日から令和9年9月30日まで(予定)
------	---------------------------

## 5.身分及び報酬

八重瀬町特別職の職員で非常勤職員のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき、報酬及び費用弁償を支給します。

農業委員	基本給	会長：月額 47,000円 委員：月額 42,000円
	能率給	予算の範囲内で町長が定める額

## 6.推薦・応募の資格

農業委員	
農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者	

## 7.推薦・応募の方法

一般推薦は、本町に住所を有する農業者2名以上が連名し、委員にふさわしい者を推薦するものとし、団体推薦は、農業者が組織する団体その他の団体からの推薦。 応募は、自ら委員の募集に応募するものとし、

推薦、応募を行う方は、規定の様式に必要な事項を全てご記入の上、推薦を受ける者又は応募する者は、**令和8年6月30日（火曜日）17時15分**まで、八重瀬町農業委員会事務局までご提出ください。郵送の場合による提出も可能です。（当日消印有効）

## 8.申込書等の配布・問い合わせ・提出先

八重瀬町農業委員会事務局

〒901-0492

八重瀬町字東風平 1188 番地

TEL 098-998-9840

## 9.推薦・応募者の公表

推薦をした者、推薦を受けた者及び応募した者の氏名、職業、年齢等について、募集期間の中間と終了後に、町のホームページで公表します。

## 10.選任方法

選任についての任命権者である町長、八重瀬町農業委員会は、推薦を受けた者及び応募した者について、評価の意見の報告を評価機関に求めます。

評価機関は提出書類をもとに評価基準に準拠した評価を行い（必要に応じて面接を行うことがあります）、町長に報告します。

町長は評価機関の報告に基づき、農業委員候補者を決定し、町議会の同意を得て、農業委員を任命します。